事務連絡

令和４年11月28日

　建設業関係団体の長　　殿

国土交通省不動産・建設経済局

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更

イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和４年１１月２５日の第１００回新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策に関し、｢新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針｣が変更されました（別添１別紙２及び別紙３参照）。これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、別添１～３について周知の依頼がありました。

つきましては、貴団体におかれては、別添について了知いただくとともに、貴会会員に対しても、周知等の対応をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

（別添１）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡

「新形コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について」

（別添１別紙１）新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和４年11月25日変更)

（別添１別紙２）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和４年11月25日）（新旧対照表）

以下別添２～３、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡

（別添２）「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留

意事項等について」

（別添３）「イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その８）」